

凍結物申請書

神田ウィメンズクリニック 院長殿

西暦 20 年 月 日 期限の(胚 ・ 精子 ・ 卵子)について下記の申請を致します。

更新 廃棄 一部廃棄 (いずれかに✓をしてください)

※胚は個数に関わらず、自費診療¥55,000/年、保険診療¥10,500/年となります

※**自費の場合は保存期限ごと(胚・卵子的場合、採卵ごと)の更新料が必要となります**

廃棄の場合、次のいずれかに✓をしてください。

不要 離婚 配偶者死亡 その他()

申請日 西暦 20 年 月 日

住所:〒 _____

フリガナ

(ご本人)診察券番号: _____ 氏名: _____ (自筆)

電話番号 (携帯電話等ご連絡のつきやすい番号) _____

フリガナ

(配偶者)診察券番号: _____ 氏名: _____ (自筆)

電話番号 (携帯電話等ご連絡のつきやすい番号) _____

※代筆の場合はお手続きいたしかねます

*この枠内は当院記入欄です。

【注意点】

凍結更新・廃棄のどちらの場合も期日までに申請が必要です。

保存期限までに手続きが完了しない場合は凍結物の所有権は放棄したものとみなし凍結物の処分権は当院に帰属します。

- ・期限前に当院からのご連絡は行っていませんので必ず患者様ご本人で管理くださいますようお願いいたします。
- ・最初の保存期限は凍結時にお渡した胚(受精卵)・精子・卵子凍結報告書に明記しております。更新手続き後は、更新後の保存期限を記載した申請書のコピーをお返しいたしますので、そちらをご確認ください。
- ・申請書は必ず御本人が直筆でご署名をお願い致します。代筆や不備がある場合はお手続きいたしかねます。
- ・胚・精子・卵子の凍結保存をされている場合、それぞれの申請書が必要となります。
- ・原則として期日を過ぎてからのお手続きはお受け致しかねます。
- ・更新料は1年単位とし日割・月割はございません。

【凍結保存終了について】

以下のいずれかに該当する場合、凍結胚・凍結精子・凍結卵子は廃棄となり以後の使用はできません。

1. 凍結胚・凍結精子の保存中に離婚された場合やご夫婦のどちらかが死亡された場合、または行方不明となった場合(速やかに当院までお申し出ください)
2. 患者様の生殖年齢(50歳)を超えた場合
3. 妊娠により患者様の生命に危険が及ぶと予想される場合
4. 患者様の希望により凍結胚・凍結精子・凍結卵子を廃棄する場合
5. 凍結延長のお手続きがされていない場合

【更新及び廃棄の手続き方法】

当院 HP より申請書をダウンロードして下さい。

更新/廃棄にチェックをつけ、必要事項のご記入をお願い致します。下記を準備し、予約の上ご来院ください。

自費での更新の場合は、現金書留郵便でもお手続き可能です。廃棄をご希望の場合は申請書をご郵送ください。一部廃棄の場合は内容の確認がございますので、必ずご来院にてお手続きください。

- ・申請書(署名済のもの) ※患者さま控えをお取りいただき、保管してください。
- ・更新料(廃棄の場合は不要)
- ・ご本人の保険証(ご来院の場合)
- ・凍結胚(自費診療) ￥55,000/年 (採卵ごと・凍結個数に関わらず)
 - ※妊娠や自己都合により治療が中断する場合自費診療となります。複数年まとめてでも可能です。
 - ※治療を中断されていて治療再開される場合、保険での移植周期に入っていない方は自費での更新となります。
 - ※妊娠出産により治療中断されている方は出産から約1年経過し、授乳をやめており、月経が再開している事が治療再開の目安となります。
- ・凍結胚(保険診療) ￥10,500/年 (凍結個数に関わらず) *ご来院での手続きが必要となります。
 - ※保険診療での更新は不妊治療を継続されている方、他の病気が発覚するなどの理由で不妊治療を中断せざるをえない方が対象です。
 - ※保険診療での更新は3年まで可能です。3年以後は自費となります。保存期限の1か月前よりお手続き可能です。
 - ※複数回採卵をされた方は保存されている全ての凍結胚において直近の凍結保存日から1年後が保存期限となります。
- ・凍結精子 ￥11,000/年 (保存期限ごと・凍結本数に関わらず)
- ・凍結卵子 ￥22,000/年 (採卵ごと・凍結本数ごと)

【送付先】〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町 2-8-6 メディカルプライム神田 6F

神田ウィメンズクリニック 凍結物申請宛